

国営旭東土地改良事業千代ヶ岡・就実地区換地委員会の会議ルール

1 会議の公開

委員会が審議する内容が、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれにも該当しない場合は公開するが、それ以外は公開しない。

公開時の傍聴人の発言については、委員会の審議に影響する可能性を考慮し、認めないものとする。

このほか、傍聴のルールとして別紙のとおり定め、傍聴人に配布する。

2 会議開催の事前公表

会議開催前に、「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表する。

3 会議資料

審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当する資料を除き、委員には事前に資料を送付する。公開時には傍聴人にも同じ資料を配布する。

それ以外の資料については、すべて会議開催時に配布し、会議終了後に回収する。

4 会議録の作成

- (1) 会議録の作成方法は、聖和地区換地委員会設置要綱第3条の規定に基づき作成する。
- (2) 毎回の会議開始時に委員長が会議録署名（記名）人を2人指名する。
- (3) 会議録署名（記名）人は委員名簿順の輪番制とし、委員長及び副委員長を除く。

5 会議録の公表

公開した会議の議案については公表するが、非公開の議案については公表しないものとする。

6 委員名簿

委員名簿については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

7 書面会議

委員会の議事が、調査審議を伴わない事務局からの報告のみの場合は、書面会議とすることができます。この場合には、事務局が資料を委員に送付することにより、

○旭川市情報公開条例

平成 17 年 3 月 24 日条例第 7 号

改正

平成 20 年 12 月 12 日条例第 64 号

平成 28 年 3 月 25 日条例第 24 号

(公文書の公開義務)

第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、明らかに公開することができないと認められる情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及びその他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

(4) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれ、不當に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不當に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの。

(5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公開することにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公開することにより、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不當に害すると認められるもの

ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公開することにより、その公正かつ能率的

な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

エ 人事管理に係る事務に関する情報であつて、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

(個人情報の非公開)

第8条 実施機関は、公開請求があつた場合において、当該公開請求に係る公文書に記録されている情報が、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるときは、当該情報を公開してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

(1) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの

(3) 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分

傍聴者のみなさまへお願ひ

傍聴の際には、次のルールを守ってください。

- ・ 会議は、静かに傍聴してください。
- ・ 傍聴者は、発言はできません。
- ・ 委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- ・ ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないでください。
- ・ 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないでください。
- ・ このほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨げとなるような行為をしないでください。

* これらのルールが守られない場合は、退場していただくことがあります。

円滑な会議進行のため、御協力をお願いします。

* 御質問・御意見のある方は、会議終了後、事務局員へお申し出ください。なお、御意見は裏面に記入いただいても結構です。

※ 審議事項等について御意見・御提案などがありましたら自由に記入し、事務局員にお渡しください。

(記入欄)

* 差し支えなければ記入してください。

氏名

住所

電話番号 () -